

「札幌市中央区複合庁舎で使用する電力」に関する質問書

番号	受付日	質 問 内 容	回 答 内 容
1	令和8年10月7日	弊社では料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。燃料費調整のない固定プランでの応札は可能でしょうか。 ※「燃料費等調整を行わない（請求しない）契約」のみの対応となります。 契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。	本件調達において、電気料金の請求は一般送配電事業者の燃料費調整等を採用して算出することとしているため、各小売電気事業者独自の燃料費調整制度や、燃料費調整を行わない事業者は契約できません。【契約書(案)第11条第2項第2号】
2	令和8年10月7日	当社では、システム上の仕様および業務運用上の理由により、入金後の領収書発行には対応しておりません。 お支払いの証憑につきましては、当社発行の請求書および金融機関が発行する振込明細書等をもってご確認いただく運用としております。つきましては、上記運用を前提として契約履行が可能かご教示ください。	可能です。
3	令和8年10月7日	市場連動プランでの応札は可能でしょうか。可能な場合、以下の点についてご確認いただけますでしょうか。 市場連動プランは、一般的な固定単価契約とは異なり、市場価格（JEPX エリアプライス）に応じて電力量料金単価が変動する契約となります。請求項目や料金体系が固定単価契約とは異なりますが、問題ございませんでしょうか。 (ご参考) https://www.jepx.jp/electricpower/market-data/spot/	市場連動の導入は予定していませんので、応札できません。
4	令和8年10月7日	託送料金の改定を踏まえた入札金額の算定について 一般送配電事業者より、託送供給等約款の変更に伴い、2026年11月以降に適用される託送料金単価の改定が、経済産業省の認可を経て正式に公表されております。 入札金額の算定にあたり、改定後の託送料金単価を適用するものと理解しておりますが、この理解で相違ございませんでしょうか。	本入札による電力供給開始は2027年1月1日開始となります。当該期間において電力を供給することを踏まえて、仕様書2-(9)ーウ、契約書（案）第11条2項2号を参照の上、貴社にて金額の算定をお願いいたします。